2	平成21年6月24日	第１期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年３月期有価証券報告書）	平成20年４月１日～平成21年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲30,734百万円であるところを▲18,795百万円と記載	・負ののれんの計上及び償却による利益の過大計上並びに正ののれんの不計上及び一括償却による損失の不計上 ・減損損失の不計上 ・費用の過少計上 等

(注)　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

２．ＪＶＣ・ケンウッド・ホールディングス株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、金商法第172条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成21年７月28日、320個の新株予約権証券を18,580,884,000円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成21年７月10日	有価証券届出書	平成20年４月１日～平成21年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲30,734百万円であるところを▲18,795百万円と記載	・負ののれんの計上及び償却による利益の過大計上並びに正ののれんの不計上及び一括償却による損失の不計上 ・減損損失の不計上 ・費用の過少計上 等

(注)　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　８億3,913万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成22年６月21日

第１回審判期日（結審）　平成22年10月27日

課徴金納付命令日　平成22年12月９日

本件は、被審人が平成22年７月５日に、納付すべき課徴金の額を否認する旨の答弁書を提出し、法令違反事実については認めるとしたものの、納付すべき課徴金の額については、以下の点を争点として争うこととなった。

①　新株予約権が行使されることなく消滅し、かつ、発行者が得た発行対価全額が取得者へ交付された場合、金商法第172条の２第１項第１号の規定による課徴金が課されるか。

②　金商法第172条の２第１項第１号にいう「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とはいかなる金額を指すか。

審判手続を経て、金融庁長官は、争点となった上記①については、

金商法第172条の２第１項第１号の規定による課徴金の額は、重要な事項に虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点で確定し、その後、新株予約権が行使されることなく消滅し、発行者が得た新株予約権証券の発行対価全額が取得者に交付されたとしても、同号の規定が適用されることに変わりはなく、同号の規定による課徴金が課されるというべきである

とし、また、上記②については、

「新株予約権の行使に際して払い込むべき額」は、発行者が重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた時点における新株予約権の行使価額を基準に計算して得られた金額と解すべきである

として、課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※　本件決定に対して、当社は、平成22年12月24日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

⑤　株式会社シニアコミュニケーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載及び同社役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成22年９月17日

【勧告の対象となった違反事実】

１．株式会社シニアコミュニケーションは、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上及び架空売上の計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項並びに金商法第172条の４第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成18年６月30日	第６期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成18年３月期有価証券報告書）	平成17年４月１日～平成18年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲127百万円であるところを217百万円と記載 連結当期純損益が▲316百万円であるところを85百万円と記載	・売上の前倒し計上 ・架空売上の計上 等
				連結貸借対照表	連結純資産額に相当する「資本合計」欄が568百万円であるところを1,349百万円と記載	